

○山梨県警察職員懇話会に関する訓令

平成18年9月14日
〔 〕
本部訓令第22号

山梨県警察職員懇話会に関する訓令（昭和53年山梨県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）相互の良好な意思の疎通と組織間の密接な連携により明るい職場づくりと効率的な警察運営を図るため懇話会を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 山梨県警察本部（以下「本部」という。）に山梨県警察職員懇話会（以下「懇話会」という。）を、各所属に当該所属の名称を冠した警察職員懇話会（以下「単位懇話会」という。）を置く。

（組織）

第3条 懇話会は、単位懇話会会長からなる委員をもって組織する。

2 単位懇話会は、所属職員（警視以上の階級（相当職を含む。）にある者並びに次席、副所長、副隊長及び次長の職にある者を除く。）の中から職員の互選により選出された委員をもって組織する。

（会長）

第4条 懇話会及び単位懇話会（以下「懇話会等」という。）に、会長1人を置き、委員の互選により選出された者をもって充てる。

2 懇話会会長は懇話会を、単位懇話会会長は単位懇話会を代表し、会議を招集し、会務を統括する。
3 単位懇話会において会長を選出したときは、第1号様式により第8条に規定する懇話会事務局長に報告するものとする。

（副会長）

第5条 懇話会等に副会長1人を置き、委員の互選により選出された者をもって充てる。

2 懇話会等の副会長は、懇話会等の会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
(会長等の任期及び改選)

第6条 懇話会等の会長、副会長及び委員（以下「会長等」という。）の任期は1年とし、再任することができる。ただし、2年を超えることはできない。

2 会長等の改選は、毎年4月とする。
3 会長等は、特別の事情により会長等の改選が行えなかった場合は、新たに会長等が選出されるま

で引き続き職務を行うものとする。

4 会長等が欠けたときは、前項の規定にかかわらず会長等を選出し、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第7条 単位懇話会に相談役を置き、次席、副所長、副隊長、警察学校副校長、副署長又は次長の職にある者を充てる。

2 相談役は、会議に出席し意見を述べるほか、単位懇話会の運営に関し会長に協力するものとする。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局を警務部警務課に置き、事務局長は警務部警務課長の職にある者を充てる。

2 事務局長は、懇話会の庶務及び単位懇話会との連絡、調整等に関するものとすることとする。

3 単位懇話会の事務局は、本部にあっては庶務係に、警察署にあっては警務係に置く。

4 懇話会等に書記1人を置き、事務局担当者を充てる。

5 書記は、会長の命を受けて事務を処理する。

(会議)

第9条 懇話会等の会議は、定例会及び臨時会とし、懇話会の定例会は5月及び11月に開催し、単位懇話会の会議は毎月1回開催するものとする。ただし、特別の事情により開催できないときは、会長が変更することができる。

2 懇話会等の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 懇話会は、次の各号のいずれかの場合に臨時会を開催することができる。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 委員の5分の1以上から開催の要請があった場合

4 単位懇話会は、次の各号のいずれかの場合に臨時会を開催することができる。

(1) 単位懇話会会長が必要と認める場合

(2) 委員の3分の1以上から開催の要請があった場合

5 懇話会等の会長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、当該職員から意見を聞くことができる。

(単位懇話会の会議)

第10条 単位懇話会会長は、職員からの職場環境及び待遇の改善、事故防止並びに福利厚生に関する提案等を集約し、第2号様式により提案者の職、氏名及び提案内容と提案理由を所属長に報告するものとする。また、所属長の諮問に答申するものとする。

2 前項により報告された提案等の取扱いについては、山梨県警察職員提案制度運用要領(平成18年9月14日付け、通達(務文二)第59号。以下「提案制度運用要領」という。)第4に定める審査委員会事務局に速やかに送付するものとする。この場合において、自所属で措置することができる提案等については、措置方針を付して送付するものとする。

(懇話会の会議)

第11条 懇話会は、提案制度運用要領に定める提案等審査委員会から付託された職場環境及び待遇の改善、事故防止並びに福利厚生に関する提案等について協議するほか、警察本部長の諮問に答申するものとする。

2 提案等審査委員会からの付託事項及び警察本部長からの諮問事項の処理については、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、付託事項及び諮問事項（以下「付託事項等」という。）について、懇話会に付議するものとする。
- (2) 懇話会においては、付託事項等に対する協議を行い、その結果を第3号様式により提案等審査委員会に報告するものとする。
- (3) 警察本部長からの諮問事項については、第4号様式により答申するものとする。

3 事務局長は、懇話会の開催前に提案等審査委員会から付託された事項を単位懇話会会長に通知するものとする。

4 単位懇話会会長は、事務局長から通知された事項について、委員の意見を集約しておくものとする。

(雑則)

第12条 懇話会等に専用の文書収発簿（第5号様式）を備え、5年間保存するものとする。

2 懇話会等で扱う文書は、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）別表第2に規定する所属記号の次に「懇」の文字を入れ年度管理するものとする。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、懇話会等の運営に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

様式 略